

令和8年度富寿栄・春日住宅緑地管理業務仕様書

1. 目的

本委託は、市営住宅、駐車場等の樹木の保護育成とともに都市景観向上を目的とする。

2. 業務委託の範囲

市営富寿栄・春日住宅等敷地内及び駐車場の緑地帯（図面1～5）とする。

3. 施行期間

契約日から令和9年1月29日まで。

4. 支払い

完了確認後支払うものとする。

5. 業務内容

高木剪定・刈込み、低木・中木刈込み、芝生刈込み、除草

6. 発注方法

高槻市都市創造部住宅政策課職員の指示により発注する。

7. 回数・時期・範囲

（富寿栄住宅A棟・B棟・C棟）

高木剪定・刈込みは年度内1回(11月頃)施行、低木・中木・芝生刈込みは年度内2回(6・11月頃)施行、除草(人力)は年度内3回(6・8・11月頃)の実施とする。

（春日住宅）

高木剪定・刈込みは年度内1回(6月頃)施行、低木・中木・芝生刈込みは年度内1回(6月頃)施行、除草(人力)は年度内1回(6月頃)の実施とする。

8. 種目ごとの注意事項

(1) 高木剪定

- ①徒長枝・平行枝・さかさ枝・からみ枝・ふところ枝・胴ぶき・ひこばえ・枯れ枝や、樹勢の維持に悪影響をおよぼす枝は、そのつけ根から切り取る。
- ②樹種・樹形によって異なるが、原則として2m以下の枝は全て切り取る
- ③木と木が込み合っているところは、枝ぬき等で処理する。
- ④隣接民家の屋根・壁等に接している枝は主に間引きを行い、全体でバランスを取る。

(2) 刈込み

- ①寄せ植えのものは、全体のバランスに注意する。
- ②単木的に植えられているものについては、密生している枝を透かし、下枝等の枯れ枝を取り除いてから刈込む。
- ③芝生は、低く刈込みすぎて、軸刈りしないように2～3センチの高さで刈込む。

(3) 除草

- ①機械(人力含む)により雑草の根元で切り取る。但し、寄せ植えや地被類等の

中は手作業で抜き取りとする。

②樹木に損傷を与えないように十分注意すること。

(4) 各種目共通

①作業にかかった場合は、中断せずに速やかに進める。

②作業中は車両、民家、歩行者等の安全を十分考慮に入れる。なお、第三者に損害をおよぼした場合は、受注者の負担において賠償する。

③作業後の枝葉等はその場に放置せず速やかに搬出する。

④作業に高所作業車が必要な場合は、有資格者にて作業する。入札についても費用を見込むこと。

⑤現場で住民等からの苦情・要望等があった場合は速やかに住宅政策課職員まで連絡し、その指示を受ける

以上、(1) から (4) の注意事項に基づき実施するものとするが、これらによりがたい場合もあるので、作業実施前に不明な点については必ず住宅政策課職員と協議すること。

9. 発生材の処理について

剪定・刈込み、除草及び伐採業務で発生した枝葉等は、関係法規を遵守し、適正に処分し、報告すること。

10. 報告書類等

(1) 写真については、作業前・中・作業後を同一方向から撮影し、同一紙面に整理する。

(2) 資材については、その品名・寸法・数量等が確認できるよう、作業前に撮影する。

(3) 作業内容については、指示図及び作業内容報告書(日報・週報)をもって報告する。

(4) 写真整理帳・作業内容報告書・納品書等は、A列4番の寸法のものを使用し提出する。

11. 環境への配慮について

契約者が本仕様書に定める業務等に従事させる者(以下「従事者」という。)に本市の環境方針を周知すること。また、環境への負荷の低減及び環境への配慮の推進の取組について協力するように努めること。

12. 内部通報制度に関する事項

(1) 契約者又は従事者は、当該業務の履行に際し、本市の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、「高槻市職員等からの内部通報に関する規則」に基づき、その事実を本市に通報することができる。

(2) 契約者は、前項について、契約後速やかに従事者に周知するものとする。

13. その他

本仕様書に明記されていない事項については、住宅政策課職員と協議すること。